

日本年金機構からのお知らせ

ご案内

令和7年1月からより多くの方が「オンライン事業所年金情報サービス」を利用できるようになります

日本年金機構では、毎月の社会保険料額等の社会保険に関する情報や一部の通知をデータで提供する「オンライン事業所年金情報サービス」を提供しています。

これまで、当サービスを利用可能な方は、GビズIDをお持ちの事業主の方のみでしたが、令和7年1月6日（予定）から**電子証明書をお持ちの事業主の方や社会保険労務士の方も利用可能**になります。

ぜひこの機会にオンライン事業所年金情報サービスをご利用ください。

【令和7年1月からの新サービスの概要】

対象者	内容
事業主	GビズIDをお持ちでない場合でも、電子証明書をお持ちであれば、オンライン事業所年金情報サービスの利用が可能になります。
社会保険労務士	届書作成用の被保険者データを受け取ることが可能になります。委託関係の確認のため提出代行証明書を添付し、データが必要な都度申し込みを行ってください。

サービスの詳細は日本年金機構ホームページをご覧ください。

**オンライン事業所年金情報サービス**

検索

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online_jigyousho.html**ご案内****年末年始における厚生年金保険料等の納付期限**

令和6年11月分の厚生年金保険料等の納付期限は、令和7年1月6日（月）です。納付期限までに納付をお願いします。厚生年金保険料等を口座振替により納付されている事業主の皆さまは、残高不足とならないようご確認をお願いします。

なお、口座振替の領収結果は令和7年1月にお知らせしますが、一部の金融機関においては、お知らせが令和7年2月になる場合がありますので、ご了承ください。

お知らせ**戸籍謄本等の添付省略**

「健康保険 被扶養者（異動）届」および「厚生年金保険 養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届」提出時に添付する戸籍謄本等について、以下のとおり**添付省略が可能です**。

【健康保険 被扶養者（異動）届】

被保険者と扶養認定を受ける方の個人番号を記入し、事業主が届書の「続柄確認済み」欄の□に✓を付している場合は、従来より戸籍謄（抄）本の添付省略が可能でした。令和6年11月以降は、事業主が届書の「続柄確認済み」欄の□に✓を付していなくても、被保険者と配偶者の婚姻関係、被保険者と20歳以下の子との親子関係を明らかにする場合で、被保険者と扶養認定を受ける方に日本の戸籍があり、双方の個人番号が記入されている場合は戸籍謄（抄）本の添付省略が可能です。ただし、子の出生を理由とする届け出の場合は、引き続き添付が必要です。

【厚生年金保険 養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届】

従来は申出者と子の身分関係を明らかにするために戸籍謄（抄）本の添付が必要でしたが、令和6年11月から、申出者と子に日本の戸籍があり、双方の個人番号が記入されている場合は添付省略が可能です。なお、令和7年1月からは、個人番号の記入がない場合でも、事業主が届書の「確認済み」の□に✓を付している場合は、添付省略が可能となります。

**日本年金機構**
Japan Pension Service

裏面へつづく

ご案内 東京広域事務センター以外で処理する届書について対象範囲を拡大します

現在、東京広域事務センターで受付した算定基礎届、月額変更届および賞与支払届の一部について、東京広域事務センター以外の事務センターで処理していますが、令和7年1月から対象範囲をさらに拡大します。また、処理する届書に、新たに国民年金第3号被保険者関係届の一部を追加します。

これにともない、届書内容の確認や返戻、決定通知書の送付を東京広域事務センター以外の事務センターから行う場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、届書の提出先は、これまでどおり東京広域事務センターとなります。

ご案内 令和6年度年金委員表彰および「わたしと年金」エッセイにかかる表彰

【年金委員表彰】

政府管掌年金事業の推進・発展にご協力いただいている年金委員の方々の活動に対して感謝の意を表し、令和6年11月に厚生労働大臣表彰、日本年金機構理事長表彰および同事業推進部門担当理事表彰を行いました。被表彰者は、日本年金機構のホームページで公表しています。

【「わたしと年金」エッセイ】

令和6年6月から9月にかけて「わたしと年金」をテーマにしたエッセイを募集し、今年度は、全国から1,489件の応募をいただきました。厳正な審査の結果、厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、優秀賞、入選の各賞を決定しました。受賞作品は日本年金機構のホームページに掲載していますので、ぜひご覧ください。

年金委員表彰および「わたしと年金」エッセイに関する詳細は、下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。



年金だより

年金委員制度のご案内

年金委員とは、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金に関する適用・保険料・給付などについて、事業所や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。年金委員には、当機構から定期的に制度改正や手続きに関する情報提供を行っています。

年金委員は、活動範囲によって「職域型」と「地域型」の2種類があり、ここでは主に事業所内で活動いただく、「職域型」年金委員をご案内します。

【職域型年金委員とは】

委嘱対象者	適用事業所における被用者年金に関する事務を担当されている方 など
活動範囲	主に事業所内
主な活動内容	お勤め先の社員やそのご家族を対象に、以下のような活動をお願いしています。 ○ 公的年金制度に関するポスターやリーフレットの掲示・設置・配架 ○ 当機構が主催する制度や事務手続きに関する年金委員研修会への参加 など

「職域型」年金委員が設置されていない事業所におかれましては、ぜひ管轄の年金事務所まで推薦をお願いします。詳細は下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



日本年金機構公式X（旧Twitter）@Nenkin_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローいただきご活用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>